

モミの木沢 里山食楽舞規約

(名 称)

第1条 本会はモミの木沢里山食楽舞と称し事務局は伊豆市湯ヶ島892-66に置く

(目的及び組織)

第2条 本会は伊豆の自然を一緒に楽しむ方を構成員とし、入会は入会金および年会費を支払えば、会員となることができる。

会員は会員相互の親睦を深め、天城の自然をともに楽しむことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 茅野地区里山の整備に関する事。

(2) 昭和の森周辺にある休耕田(わさび田)をオーナー制度として再開しわさび生産活動による都市住民との交流に関する事。

(3) 地域の活性化に向けて実施する焚き火トークの開催・運営に関する事

(総会及び役員)

第4条 総会は、年1回6月に開催する。

本会に次の役員をおく。

会長 1名 役員10名以内 事務局及び会計 1名

及び必要な役員

(役員を選出)

第5条 会長・役員は、総会において選出する。

会長は、役員の間選とする。

(役員任期)

第6条 役員任期は5月から翌々年4月までの2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員任務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

役員は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

会計は、本会の会計を担う。

(役員会の議案)

第8条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 総会は、付議する事項
- (2) 総会により委任された事項
- (3) その他必要な事項

尚、総会、役員会、全体会議の議題は出席者の過半数をもって決する。

(経費・会費・会計年度)

第10条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

会費は、会員ごとに10000円(1年半)＊入会金2000円

入会時に指定の口座に入金する。

本会の会計年度は毎年5月1日に始まり、翌年の4月30日に終了する

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

附 則

本規約は、平成26年4月25日より施行する。